

## 設計等業務委託特記仕様書

### 1. 趣旨

この特記仕様書は、長瀬町土木設計業務等標準委託契約約款、長瀬町測量業務共通仕様書（※埼玉県測量業務共通仕様書に準ずる。）及び長瀬町土木設計業務共通仕様書（※埼玉県土木設計業務共通仕様書に準ずる。）に定めるもののほか、本業務に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務名称

長瀬町立小中一貫校建設工事設計等業務

### 3. 業務目的

本町教育委員会では、長瀬町学校のあり方検討委員会から「今後の望ましい学校教育のあり方について」の答申を受け、令和4年6月に「長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画」の策定を行った。

また、令和6年度・令和7年度には、将来的な小中一貫教育および学校施設整備に向けた方針について小中一貫教育検討委員会を設置し検討を進め、「小中一貫教育基本構想・基本計画」（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定した。

本業務は、「基本構想・基本計画」をもとに、小中一貫校建設に向けた学校施設の基本設計および実施設計、設計に必要な敷地測量、地質調査を行う。

### 4. 設計と条件

長瀬中学校の敷地を活用し、校舎棟、屋内運動場、剣道場、技術棟、部室などの既存学校施設の利用を続けながら工事を行うものとする。

#### (1) 敷地の条件

- 1) 敷地の場所 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1
- 2) 敷地の面積 約22,055㎡
- 3) 用途地域・地区指定
  - ・都市計画区域 [外] 用途地域「指定なし」
  - ・洪水浸水想定区域等 [指定あり]
  - ・土砂災害特別警戒区域等 [指定なし]

#### (2) 施設の条件

- 1) 校舎棟 地上3階 延べ面積 約7,930㎡
- 2) 体育館棟 地上2階 延べ面積 約2,750㎡
- 3) 屋外施設 地上1階 延べ面積 約145㎡
- 4) 主要構造 構造は特に指定しません。

#### (3) 耐震安全性の分類

- 1) 構造体 II 類
- 2) 建築費構造部材 A 類
- 3) 建築設備 乙 類

### 5. 建設の条件等

- (1) 予定工事費（税抜き） 約56億8700万円を上限とする。

※ 校舎棟・体育館棟建築工事・外構工事・グラウンド・屋外施設整備工事  
※ 上記の金額は予定価格を示すものではありません。

- (2) 建設予定工期

校舎棟・体育館棟 : 令和10年7月～令和12年3月まで

既存長瀬中学校の解体工事 : 令和12年4月～令和12年9月まで  
外構・グラウンド・屋外施設整備工事 : 令和12年4月～令和13年3月まで

## 6. 設計の条件

- (1) 設計業務期間 契約締結の日から 令和10年3月31日まで
- (2) 学校の建設には補助金を活用するため、発注者と協議し、設計に配慮すること。
- (3) 校舎棟・体育館棟の完成後、校舎棟と体育館棟の使用開始ができること。
- (4) 貸与資料 長瀬中学校施設図面及び外構改修工事図面等（紙、製本図面）  
学校給食センター施設図面（紙、製本図面）

### (5) 適用基準等

#### 1) 設計

- ・建築設計基準、同資料 (最新版)
- ・建築構造設計基準、同資料 (最新版)
- ・構内舗装・排水設計基準、同資料 (最新版)
- ・建築工事標準詳細図 (最新版)
- ・建築設備計画基準 (最新版)
- ・建築設備設計基準 (最新版)
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） (最新版)
- ・建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編） (最新版)
- ・建築工事設計図書作成基準、同資料 (最新版)
- ・建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)

#### 2) 積算

- ・公共建築 工事積算基準 (最新版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準 (最新版)
- ・公共建築数量積算基準 (最新版)
- ・公共建築設備数量積算基準 (最新版)
- ・公共建築工事共通費積算基準 (最新版)
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編） (最新版)
- ・公共建築工事積算基準等資料 (最新版)

#### 3) 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
- ・官庁施設の環境保全性基準 (最新版)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
- ・埼玉県電子納品運用ガイドライン (最新版)

- (6) 成果物の提出場所  
長瀬町教育委員会

## 7. 管理技術者の資格要件

- ・プロポーザル方式の実施要領による。

## 8. 設計業務の内容

### (1) 基本設計

#### 1) 業務内容

項 目		業 務 内 容
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確もしくは不適切な場合もしくは内容に相互矛盾がある場合または整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求めまたは発注者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定及び委託者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

#### 2) 業務内容

- ・ 現地調査
- ・ 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- ・ 建築（構造）の計画概要及び設計概要
- ・ 設備の計画概要及び設計概要
- ・ 外構、グラウンド整備、屋外施設の計画概要及び設計概要（道路計画、整地計画、排水計画等）
- ・ 仕様概要書及び仕上げ表
- ・ 工事費概算書
- ・ 工程計画の概要（概略工事工程表含む）
- ・ 基本設計図の作成、実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び、設備概要図

- ・省エネルギー計算書の作成（標準入力法 BRI/BEI）
- ・ZEB Ready 達成の検討

### 3) 成果図書等

成果図書等の種類、規格、数量については下記を基本とし、発注者との協議により適宜決定するものとする。（縮尺についても同様）

- ・図面 A3 サイズ 2 部
- ・図面以外 A4 サイズ 2 部
- ・各電子データ CD-R または DVD-R 等の電子メディア 1 式

設計の種類		成果図書等
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

(2) 実施設計

1) 業務内容

項目	業務内容	
(1) 要求等の確認	① 発注者の要求等の確認	実施設計に先立ちまたは実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に变化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合またはすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定及び委託者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	② 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書（計画通知）を作成する。
(5) 概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概	

	算書を作成する。
(6) 実施設計内容の委託者への説明等	実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を委託者に提出し、発注者に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

## 2) 追加業務内容

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収）
- ・建築確認申請に関する手続業務（構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定を含む）
- ・各種法令・条例に関する事前協議、各種申請図書等の作成、手続き及びこれに付随する詳細協議

※各種申請に関わる手数料等は、発注者の負担とする

- ・透視図の作成（鳥瞰 2 枚、外観 3 枚、内観 8 枚）
- ・外構及び敷地造成に関する実施設計業務（道路設計・整地設計・排水設計等）
- ・概略工事工程表の作成
- ・国庫補助事業の申請に係る支援（資料作成・説明及び助言等）
- ・備品の選定

## 3) 成果図書等

成果図書等の種類、規格、数量については下記を基本とし、発注者との協議により適宜決定するものとする。（縮尺についても同様）

設計の種類	成果図書等
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面）

(1) 総合	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 矩計図</li> <li>⑪ 展開図</li> <li>⑫ 天井伏図（各階）</li> <li>⑬ 平面詳細図</li> <li>⑭ 部分詳細図</li> <li>⑮ 建具表</li> <li>⑯ 備品リスト・備品レイアウト</li> <li>⑰ 工事費概算書</li> <li>⑱ 各種計算書</li> <li>⑲ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>		
(2) 構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 構造基準図</li> <li>③ 伏図（各階）</li> <li>④ 軸組図</li> <li>⑤ 部材断面表</li> <li>⑥ 部分詳細図</li> <li>⑦ 構造計算書</li> <li>⑧ 工事費概算書</li> <li>⑨ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>		
(3) 設備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="475 1189 778 1998">(i) 電気設備</td> <td data-bbox="778 1189 1402 1998"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 敷地案内図</li> <li>③ 配置図</li> <li>④ 受変電設備図</li> <li>⑤ 非常電源設備図</li> <li>⑥ 幹線系統図</li> <li>⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階）</li> <li>⑧ 動力設備平面図（各階）</li> <li>⑨ 通信・情報設備系統図</li> <li>⑩ 通信・情報設備平面図（各階）</li> <li>⑪ 火災報知等設備系統図</li> <li>⑫ 火災報知等設備平面図（各階）</li> <li>⑬ その他設置設備設計図</li> <li>⑭ 屋外設備図</li> <li>⑮ 工事費概算書</li> <li>⑯ 各種計算書</li> <li>⑰ その他各種申請に必要な図書</li> </ul> </td> </tr> </table>	(i) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 敷地案内図</li> <li>③ 配置図</li> <li>④ 受変電設備図</li> <li>⑤ 非常電源設備図</li> <li>⑥ 幹線系統図</li> <li>⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階）</li> <li>⑧ 動力設備平面図（各階）</li> <li>⑨ 通信・情報設備系統図</li> <li>⑩ 通信・情報設備平面図（各階）</li> <li>⑪ 火災報知等設備系統図</li> <li>⑫ 火災報知等設備平面図（各階）</li> <li>⑬ その他設置設備設計図</li> <li>⑭ 屋外設備図</li> <li>⑮ 工事費概算書</li> <li>⑯ 各種計算書</li> <li>⑰ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>
(i) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 敷地案内図</li> <li>③ 配置図</li> <li>④ 受変電設備図</li> <li>⑤ 非常電源設備図</li> <li>⑥ 幹線系統図</li> <li>⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階）</li> <li>⑧ 動力設備平面図（各階）</li> <li>⑨ 通信・情報設備系統図</li> <li>⑩ 通信・情報設備平面図（各階）</li> <li>⑪ 火災報知等設備系統図</li> <li>⑫ 火災報知等設備平面図（各階）</li> <li>⑬ その他設置設備設計図</li> <li>⑭ 屋外設備図</li> <li>⑮ 工事費概算書</li> <li>⑯ 各種計算書</li> <li>⑰ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>		

(3) 設備	(ii) 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 敷地案内図</li> <li>③ 配置図</li> <li>④ 給排水衛生設備配管系統図</li> <li>⑤ 給排水衛生設備配管平面図（各階）</li> <li>⑥ 消火設備系統図</li> <li>⑦ 消火設備平面図（各階）</li> <li>⑧ 排水処理設備図</li> <li>⑨ その他設置設備設計図</li> <li>⑩ 部分詳細図</li> <li>⑪ 屋外設備図</li> <li>⑫ 工事費概算書</li> <li>⑬ 各種計算書</li> <li>⑭ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>
	(iii) 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 敷地案内図</li> <li>③ 配置図</li> <li>④ 空調設備系統図</li> <li>⑤ 空調設備平面図（各階）</li> <li>⑥ 換気設備系統図</li> <li>⑦ 換気設備平面図（各階）</li> <li>⑧ その他設置設備設計図</li> <li>⑨ 部分詳細図</li> <li>⑩ 屋外設備図</li> <li>⑪ 工事費概算書</li> <li>⑫ 各種計算書</li> <li>⑬ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>
	(iv) 昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕様書</li> <li>② 敷地案内図</li> <li>③ 配置図</li> <li>④ 昇降機等平面図</li> <li>⑤ 昇降機等断面図</li> <li>⑥ 部分詳細図</li> <li>⑦ 工事費概算書</li> <li>⑧ 各種計算書</li> <li>⑨ その他各種申請に必要な図書</li> </ul>

(4) 追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 積算数量算出書</li> <li>② 単価作成資料</li> <li>③ 工事費内訳書</li> <li>④ 建築確認申請図書</li> <li>⑤ 各種法令・条例に関する図書</li> <li>⑥ 透視図</li> <li>⑦ 外構及び敷地造成に関する実施設計業務（道路設計・整地設計・排水設計等</li> <li>⑧ 概略工事工程表の作成</li> <li>⑨ 国庫補助事業の申請に係る支援</li> </ul>
----------	---

## 9. 設計上の留意事項と設計図書の作成要領

### (1) 設計上の留意事項

- 1) 敷地については、既存の設計図書及び施設資料等を参考に既設のグラウンドの排水設備状況、舗装状況、植栽の状況、工作物等の綿密なる現地調査の上、事前に関係官庁、上下水、電力、ガス、情報通信の供給者及び水利権者等との打合せを行い、発注者への状況報告、関係諸法規を遵守し、工事着手後において設計内容の変更等を生じないよう特に留意する。
- 2) 施設は、長瀨町の地域性、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境と調和したものとすること。
- 3) 施設は、地震等の災害時に求められる機能に応じて、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保したものとすること。
- 4) 施設は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものとすること。
- 5) 関係法令を遵守し、関係機関との協議調整を図ること。
- 6) 工事費内訳書は、誤記・脱落のないよう数量は正確に算出し、単価については、刊行物単価及びメーカー見積、積算基準による歩掛りによる単価とする。
- 7) 見積書は、原則3社以上とし、見積比較表を作成する。指定建材等により3社揃わない場合は発注者と相談し承諾を得ること。
- 8) 工事説明及び円滑な工事進捗を図るため、仮設工事計画書（工事工程表等）を作成すること。
- 9) 使用する資材等は可能な限り地元資材、地元企業を活用すること。
- 10) 今後15年間の機能維持を目標に、イニシャルコスト縮減を図った設計とするこ

と。

- 11) 環境負荷軽減、ランニングコストの縮減に配慮すること。
- 12) 「長瀬町内の建築物における木造化・木質等に関する方針」を確認し、方針内容を踏まえた設計とする。

## (2) 設計図書の作成要領

- 1) 設計図書は、各工事別（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、グラウンド整備工事等）に分類・作成し、それぞれ別に発注できるように作成する。
- 2) 設計図書は、設計図面、構造計算書、設備計算書、工事費内訳明細書及び特記仕様書等の書式については発注者と協議の上で決定する。
- 3) 図面データは A1 サイズで作成し、成果物の指定に応じて縮小印刷すること。  
また、縮小した際に文字が容易に読めるように作成しておくこと。  
作成した図面の CAD データを PDF 形式（A3 判, 200dpi）に変換したものを原図とする。
- 4) データ形式 文書：PDF 形式、オリジナル形式  
図面：SXF（sfc）形式、JWW 形式又は DXF 形式、オリジナル形式  
工事費内訳書：PDF 形式、エクセル形式
- 5) 電子納品  
対象成果物 基本設計図書、工事費内訳書、積算数量調書、採用単価調書、透視図、設計図、省エネルギー計算書、概略工事工程表、各種申請図書（副本写し）、その他発注者が指示するもの

## 10. 測量業務の内容

### (1) 業務内容

測量業務の作業内容および数量は以下のとおりとする。作業にあたっては、公共測量作業規定の準則（国土交通省 国土地理院）にもとづき実施するものとする。設計業務を行うにあたっての基礎資料となることから、業務スケジュールに遅れがでないよう工程管理を行うこと。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1) 現地測量    | 23,000 m <sup>2</sup> |
| 2) 4級基準点測量 | 25点                   |
| 3) 4級水準測量  | 4.1 km                |
| 4) 用地測量    | 1式                    |

## (2) 特記事項

小中一貫校整備にあたり、用地取得を予定している。地権者交渉および用地取得費用の予算措置が必要となることから、令和8年7月末頃を目途に必要となる成果を発注者へ提出すること。

## 1 1. 地質調査業務の内容

### (1) 業務内容

小中一貫校の設計条件を確認するために、地質調査を実施する。受注者は、現地確認の上、地質調査の調査箇所を選定し、発注者と協議を行い、調査数量および調査箇所を決定する。地質調査にあたっては、歩行者や児童生徒等への安全に配慮するとともに、事故防止のための安全対策を講じること。測量業務と同様、設計業務の基礎資料となることから、業務スケジュールに遅れがでないよう工程管理を行うこと。

## 1 2. 業務の実施

本特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）による。特記仕様書及び共通仕様書に記載されていない本業務の目的達成のために性質上必要と思われる事項は、発注者と協議のうえ、受注者の責任において完備しなければならない。

### (1) 一般事項

- 1) 設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 2) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・業務実施方針
- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・使用する主な図書及び基準
- ・連絡体制（緊急時を含む。）
- ・その他

※主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括

する役割を担うものを言う。)や担当技術者について記載するもの。

3) 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは、次に掲げる時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

- 1) 業務着手時
- 2) 各業務の節目となる時点
- 3) 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 資料の貸与及び返却

- 1) 受注者は、設計業務に必要な資料等で、発注者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、発注者から借り受けることができる。
- 2) 受注者は、設計資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。なお、紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3) 受注者は、貸与された設計資料の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却しなければならない。
- 4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

(4) 成果品

- 1) 成果品及び提出部数は、次のとおりとする。なお、定めがないものについては、発注者との協議によるものとする。
- 2) 設計図面 各種工事ごとに製本 (A3 縮小版) 各 1 部
- 3) 備品一覧表 1 部
- 4) 工事費関係書類 (見積書・特記仕様書等) 1 部
- 5) 仮設工事計画書 (工事工程表等) 1 部
- 6) 申請等関係図書 1 部
- 7) 打合せ協議録 1 部
- 8) 検査終了後、電子納品成果対象物を電子データ (CD-R または DVD-R) に記録の上、提出すること 1 部
- 9) その他、発注者が必要と認めるもの

(5) 受注者は、各種業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- (6) 受注者から提出された成果品電子データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に利用することができるものとする。

### 13. その他

- (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、この業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律及び長瀬町個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 本業務の成果品における著作権は、発注者に帰属する。また、本業務で使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用权等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、それを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うものとする。
- (6) 現地調査においては、現況写真を撮影し、各種埋設状況等の確認を行うこと。
- (7) 特記仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議のうえ決定するものとする。